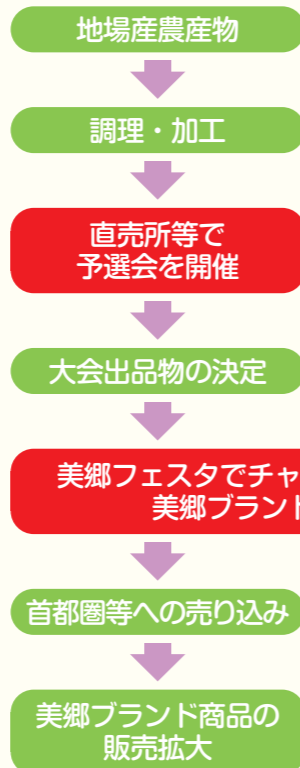


農政課

町の農産加工品から美郷ブランド商品を決定!
農産加工チャンピオン大会に参加しませんか

町の農産物を活かした加工品からブランド商品を決める「農産加工チャンピオン大会」を行います。この大会で美郷チャンピオンブランドに選ばれた商品は、地域一体となって製造を拡大し、首都圏等への販売を推進します。

美郷ブランド商品を目指す多くの皆様のご参加をお待ちしております。



まずは予選会にご参加ください

- 対象** ●直売所等
(JA女性部、直売・加工グループ、法人など)
- 内容** ●地場産の農産物を調理・加工した商品
- 部門** ●①既存の販売商品部門(売れすぎ商品)
②米粉商品部門(美郷米の活用)
③新商品部門(試作品・未発表作品)
- 申込期限** ●8月6日(金)
※商品の応募締切は9月30日(木)まで。
- 申込方法** ●下記まで電話でお申込みください。
- その他** ●①予選会にかかる費用として1万円を助成します。
②チャンピオン商品のイベント販売や商談会への出品にかかる経費を助成します。

このほか、直売・加工グループ等による新商品の開発や商談会、イベントにかかる経費を助成しています。ご利用される方は下記までお問い合わせください。

問い合わせ ●農政課 農業振興班 ☎0187-84-4908

税務課

8月31日(火)は町県民税(2期)と
国民健康保険税(2期)の納期限(口座振替日)です

科目等	納期限 《口座振替日》	5月31日(月)	6月30日(水)	8月2日(月)	8月31日(火)
軽自動車税		全期	—	—	—
固定資産税		1期・一括	—	2期	—
町県民税(普通徴収)		—	1期・一括	—	2期
国民健康保険税(普通徴収)		—	—	1期・一括	2期

納め忘れはありませんか?

過去の納期限の税についても納め忘れがないか今一度ご確認ください。

■口座振替がとても便利です

次の税や使用料などは口座振替がご利用いただけます。

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金

■口座振替を希望される方は次の取扱い金融機関でお申し込みください(申し込みの際は通帳と金融機関へ届出している印鑑が必要です)。

【取扱金融機関】

- 秋田銀行 ○羽後信用金庫 ○秋田おばこ農協
- 北都銀行 ○ゆうちょ銀行 ○秋田ふるさと農協

《口座振替のメリット》

- 料金のお支払いに向く手間がはぶけます。
- 支払いのうっかり忘れがなくなります。
- 支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- 手数料もかかりません。

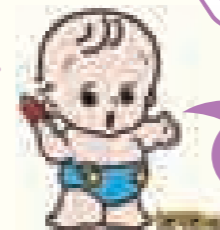
■税の納付がどうしても困難なときは、お早めにご相談ください。

失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情で生活が著しく困難になり、税の納付が難しい場合は、申請により納期を遅らせたり、減免が認められる場合があります。お早めに役場税務課にご相談ください。

問い合わせ ●税務課 ☎0187-84-4902

企画財政課

2010 国勢調査 平成22年10月1日
国勢調査を実施します



国勢調査は、日本の未来、まちづくりのための基礎資料になります!

- 国勢調査は「統計法」という法律に基づき、日本に住んでいるすべての人および世帯を対象に10月1日現在で全国一斉に行います。
- 日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。
- 調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、暮らしのための施策立案のために役立てられます。
- 9月下旬から国勢調査員が調査票を配布します。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

国勢調査については平成22年国勢調査報サイト「国勢調査 e-ガイド」をご覧ください。

国勢調査 e-ガイド 検索

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

問い合わせ ●企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901

家屋を新築、取り壊した方へ
「固定資産税」についてのお知らせ

■家屋を新築された方へ

家屋(住宅、店舗、工場、倉庫、車庫その他の建物)を新築または増築すると、固定資産税が課税されます(10㎡以下の新築、または増築も対象です)。

課税の対象となる家屋については、現地にお伺いして家屋調査を行っていますので、税務課までご連絡ください。また、調査の際には建物の図面を確認し、家屋内を拝見させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

■家屋を取り壊した方へ

家屋の一部または全部を取り壊した方は「**家屋異動届**」を役場税務課に提出してください(不動産登記のある家屋は法務局で登記の抹消、変更が必要です)。

取り壊された家屋分は届出した翌年から課税されませんが、取り壊された家屋の種類が居室の場合は、住宅用地に対する課税標準額の特例等に該当しなくなるため、土地の税額が上がる場合があります。

問い合わせ ●税務課 課税班 ☎0187-84-4902(内線1302または1304)